

次期箕面市総合計画策定に向けた

提言を作成する市民会議

1 総合計画

第4次箕面市総合計画 2001(H13)年度 ~ 2010(H22)年度
次期箕面市総合計画 2011(H23)年度 ~ 10年間、15年間?

(1) 基本構想

地方自治法 第2条第4項「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。」

(2) 基本計画

(3) 実施計画

2 市民会議

(1) 市民会議

《公共的な課題の解決に向けて、行政と協力・連携して、市民が主体的・継続的活動を行うための組織または場の総称》

自分たちのまちのあり方を自分たち市民で決めていくこと、また実施すること
市民参加の手法

市民会議の有効性

2000年(H12)4月 地方分権一括法の施行 自治体の自己決定権の拡大

(2) いつまでに、何をするのか

平成20年秋(10月頃) 提言書 (最終報告)

平成20年3月 提言書素案 (中間報告)

住みつづけたいと思うまちであるために、年後の箕面のまちのあるべき姿

* 10~15年後?のまちの姿

(3) 自主的な活動の支援

運営補助金 50万円

市民会議運営委員会(仮称)が組織された段階で交付

(4) 提言書報告後

3 市民会議に関係する人たち

(1) 市民委員 35名

(2) サポートスタッフ(職員) 26名

(3) コンサル 三菱UFJリサーチ&コンサルティング (MUFJG)

今西一憲さん 島崎耕一さん

(4) 学識経験者

阿部昌樹さん; 大阪市立大学 大学院法学研究科教授 (箕面市在住)

大阪市情報公開審査委員会会長 吹田市市民自治委員会委員 ほか

(5) 事務局

市長公室 政策企画課 10名